

短編映画作品製作による若手映画作家育成事業委託実施要項

平成20年4月1日
文化庁次長決定
平成21年4月1日改正
平成23年4月1日改正
平成27年2月5日改正

1. 趣 旨

映画・映像の振興に向けた取組の充実を図るため、将来を担う優れた若手映画作家の育成をもって日本映画の活性化に資する。

2. 委託業務の内容

若手映画作家等に本格的な映画製作に必要な技術・知識の習得の機会を集中的に設けるとともに学んだ技術・知識を実際の短編映画作品の製作を通して実践する場を与える等、次の(1)から(4)の事業を実施する。

(1) 育成対象作家の選定

芸術家・芸術団体及び各種映画祭等に事業に関する告知を行い、優れた若手映画作家を公募の上、育成対象となる若手映画作家を選定する。

(2) 制作ワークショップセミナー

選定された育成対象作家に対し、本格的な映像製作技術と作家性を磨くために必要な知識や技術を継承するためのワークショップを実施する。

(3) 映画製作活動の実地研修

映画製作に関する指導助言が適切に行うことができる体制を作り、育成対象作家に映画製作の実地研修を行う。

(4) 発表機会の確保

完成した作品の上映会等を開催するなど映画製作会社の関係者等に対し周知を行うことで、育成対象作家が映画作家として飛躍する機会の確保を図る。

3. 業務の委託先

日本映画に関する専門的知識を有し、日本映画の振興に係る活動を行っている我が国の団体（以下「実施団体」という。）で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。

(1) 法人格を有する団体

(2) 法人格を有しないが、以下の要件を全て満たしている団体

- ア 定款に類する規約等を有すること
- イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

5. 委託手続

- (1) 実施団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、実施団体に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金・諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・消費税相当額・再委託費・一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、実施団体が本契約の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

実施団体は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、終了した日から30日を経過した日、又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

- (1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。